平成２３年（フ）第８７８号
千葉県市原市石川339番地30
債務者　山崎　智子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８８２号
千葉県船橋市前原西４丁目34番20号　ヒルトップ津田沼101号
債務者　小林　智子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３１５号
愛知県豊田市美里１丁目５番地40
債務者　居酒屋新ちゃんこと　継岩　擁子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３５９号
兵庫県姫路市網干区浜田496番地
債務者　眞光塗装こと　山田　真也
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３７３号
兵庫県姫路市町坪94番地11
債務者　北田久仁廣
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１７３３号
札幌市手稲区前田４条11丁目２番８号　佐藤ハイツ３号
債務者　山部　悦子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７８０号
札幌市東区北37条東16丁目１番16号
債務者　宮本　さえ
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８３１号
札幌市清田区有明185番地７
債務者　高橋信一郎
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８４４号
北海道北広島市希望ヶ丘２丁目１番地43
債務者　間地　慎一
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８４５号
北海道北広島市希望ヶ丘２丁目１番地43
債務者　間地　滋子（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９４６号
札幌市白石区東札幌３条４丁目５番30―206号
債務者　大舘　正和
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０１５号
札幌市東区北27条東14丁目１番５号　第２コーポ佐藤202号
債務者　柴田　　敦
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０２４号
札幌市東区北30条東19丁目５番１号　元町コーポラス203号
債務者　前田佳代子（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０２７号
北海道千歳市若草４丁目13番地の３
債務者　本間セツ子（旧姓鷲見）
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０８３号
札幌市白石区東札幌２条６丁目４番８号　ユニバーサルビル東札幌505号
債務者　櫻田　直美
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１号
北海道利尻郡利尻富士町鬼脇字鬼脇90番地
債務者　藤井　キヌ
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第５４号
山形県東田川郡庄内町狩川字今岡46番地５
債務者　小林　　明
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
山形地方裁判所酒田支部